

「経営・ビジネス・生活」のちょっとしたヒントや気になる話題など様々なお役立ち情報を発信!

💡 C-Box通信 2月号

はじめに

どうも、2月はもともと日数が少ないうえに休日が入っているため、稼働日数少なく、12月決算の申告や確定申告でてんやわんやの月です。さらに、今年は特に寒暖の差が激しく、氷点下の日が続いたかと思うと春のような日差しの日もあり、体調を崩しがちで、この2月をどう乗り切るかが大きな課題です。

3月の確定申告が終われば、温かい春が訪れますが、ここでもまた、花粉症という大きな問題が訪れます。

今年は早めに花粉症対策をしていますが、その効果はいかに!

ともあれ、そんな2月のC-BOX通信をお届けいたします。皆様、コロナやインフルエンザにかからないように体調管理を怠りなく!



今月のコラム

「時間の価値」

かなり前のコラムで1年の持つ意味について触れてみたことがありますが、3歳の子供にとって1年は1/3、18歳の成人にとっては1/18、今年、還暦を迎える私にとっては1/60となります。それだけ1年が早く過ぎていくという話でした。

今回は時間の価値についてふれてみたいと思います。どんな人にも平等に1日は24時間与えられています。赤ちゃんは1日のほとんどを寝て過ごしていますが、1日をどのように過ごすかは、それぞれの世代、その人の置かれた環境によって様々です。

巷では、「時間管理法」や「24時間をどう活かすか」といった自己啓発本が出ており、私もそのうちの何冊かを読んで、その内容を実践してみましたが、長続きせず、何かしっくりとしないものばかりで、いつも時間に追われ、支配されている時間貧乏状態です。やらなければならないこと、やらざるを得ないことに時間を割かれ、自分がやりたいことになかなか



行きつかないでフラストレーションを貯めている。これではいけないと、今年は年初に、まず、ここ半年間のやりたい事の日程をブロックしてみました。やりたい事(遊びだけではなく!)の予定をたて、それ以外をやらなければならない事に充てることで、仕事の集中力を高め、遊びをたのしみ、1日、一週間、一か月、1年を充実させるというものです。それでも、突発的、緊急を要する事態は発生し、それに時間を削られます。そんな時は、冷静に、優先順位をつけて対応していかなければならないと思っております。ある本の中で「時間を奪うのはお金を盗むのと同じ」というフレーズがありました。また「Time is Money(時は金なり)」という言葉もあります。

貴重な時間を奪う要因を出来るだけ排除することも重要です。

若いころは時間の価値をほとんど考えずに過ごしていましたが、ここきて、1日24時間という限られた貴重な時間をどう過ごすかを真剣に考えている今日この頃です。



おもしろ雑学

「宵越しのお茶」はなぜ飲んではいけないのか?

お茶の葉にはタンパク質が含まれています。このたんぱく質はお湯にはほとんど溶け出さず、出がらしの中に残っています。出がらしをそのまま置いておくと、生ぬるいお湯とお茶葉のタンパク質で、バイ菌が増えるのにちょうどよい環境となります。一晚掛かってバイ菌が十分に増えたところで、朝、宵越しのお茶を飲めば、バイ菌を飲んでしまうようなもので体にはよくありません。だから「宵越しのお茶」は飲んではいけないのです。



とある事例をもとに税務について知識を深めましょう!



いちご白書

クイック税務

今月のクイック税務は“建物賃貸借に係る保証金等償却”についてです。きちんと理解して考えを深めましょう!

今月のケース

建物賃貸借に係る保証金等償却の時期

今回は、不動産の賃貸事業を行っている場合、賃借人から預かる保証金等のうち、賃借人に返還しない部分の金額に対する法人税の扱いについて考えてみたいと思います。

法人税法上、保証金等のうち、期間の経過、その他賃貸借契約等の終了前における一定の事由の発生により返還しないこととなる部分の金額は返還しないこととなった日の属する事業年度の益金の額に算入することとされています。

この取り扱い、保証金等のうち返還しないことが確定した金額をその時の益金に計上することを示していますが、よく見受けられる建物賃貸借契約の条項では、いかなる場合でも保証金等のうち一定額を返還しない条項になっているものもあります。

この場合には、建物賃貸借契約が成立した段階で、返還しないことが確定しているため、契約日の属する事業年度で返還しない金額を益金に計上することになります。

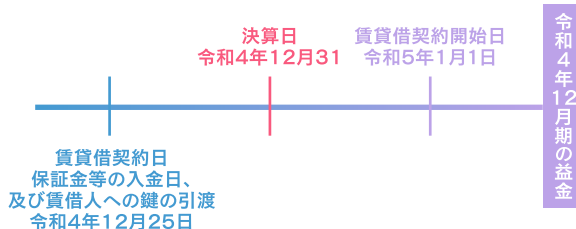
例えば、会社の決算日が令和4年12月31日で、



建物の賃貸借契約日が12月25日、保証金等の入金日、及び賃借人への鍵の引渡も12月25日、賃貸借契約開始日が令和5年1月1日であるような場合、保証金等の益金算入の時期は令和4年度になるか令和5年度になるかですが、この場合、令和4年度の益金に参入することになります。

それは、税務上「賃貸借物件の引渡しがあったときに、保証金等の償却が確定する」との考え方をとっており、多くの判決例においても引渡しの時点を返還不要時点と捉えた判示がなされているからです。

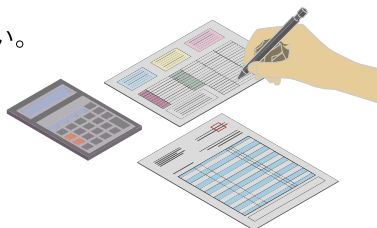
したがってこの例では、賃貸物件の引渡し日＝賃借人への鍵の引渡し日の令和4年12月25日が返還不要時点となり、令和4年12月期の益金として算入されることとなります。



今月のケース

社会保険料に係る罰金等と税務上の取扱い

法人税法38条には損金の額に算入されない租税公課が限定列挙されていますが、それらの中には社会保険等の追徴金や延滞金は列挙されておらず、これらは損金の額に算入されることとなります。ただ、加入手続きを行わなかったことや虚偽の届出をしたこと等による罰金については損金の額に算入されませんのでご注意ください。



もっと詳しく知りたい、相談したいという方は下記までお気軽にお問い合わせください。

税理士法人オフィスいちご
有限会社コンサルティングボックス
荻野公認会計士事務所

TEL 052-848-7145